通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和7年10月24日、みえ医療福祉生協労働組合及び三重県医療労働組合連合会から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

令和7年10月28日

三重県知事　一　見　勝　之

1　事件
　年末一時金等の要求に関する件
2　日時
　令和7年11月6日以降要求実現まで
3　場所
（1）津市白塚町口起3568-4
　白塚診療所及びデイサービスはまかぜの組合員が従事する職場
（2）津市高茶屋5丁目11-48
　高茶屋診療所の組合員が従事する職場
（3）津市寿町16-24
　津生協病院の組合員が従事する職場
（4）津市柳山津興1548
　デイサービスえがお及び津医療生協本部の組合員が従事する職場
（5）伊勢市中島2-24-24
　居宅支援事業ほのぼの及び宮川さくら苑の組合員が従事する職場
（6）伊勢市常盤2-9-21
　ときわまちかどクリニック、訪問介護事業ちからもち及び訪問看護ステーションまごのての組合員が従事する職場
（7）四日市市生桑町1455
　いくわ診療所、訪問看護ステーションいくわ、通所リハビリテーションいくわ、居宅介護支援事業いくわ及びヘルパーステーションいくわの組合員が従事する職場
（8）桑名市伊賀町55-2
　伊賀町診療所、ホームヘルプいがまち、デイサービスいがまち及び伊賀町居宅支援事業所の組合員が従事する職場

(9)　桑名市陽だまりの丘２丁目 2304

デイサービス福寿草及び複合型サービスすぎなの組合員が従事する職場

4　概要

要求解決まで同盟罷業をはじめとする争議行為を必要に応じて実施する。